

法学研究科 博士課程後期課程

教育研究上の目的

法学研究科博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、法学または政治学の研究者、及びその高度な専門知識を必須とする職業分野に従事する能力を有し、多文化の共生に積極的に貢献できる人材の養成を目的とします。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学研究科博士課程後期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、博士論文が審査のうえ合格と認められた学生に博士（法学）または博士（政治学）の学位を授与する。

1. 前期課程での研究成果を踏まえ、法学および政治学についての高度な専門知識を修得し、かつ応用する能力を持っている。また、法学および政治学における高度の専門知識を修得し、高等教育機関等で学ぶ多様な問題関心をもつ学生に対して、教員として専門的なスキルをもって教育にあたる能力を持っている。
2. 法学および政治学の分野における研究成果を博士論文として作成でき、かつ社会の多様な要請に応える自立的な研究者として研究を遂行する能力を持っている。
3. 主体的に研究課題を定めて、多文化の共生を意識しつつ独創的な視点で研究を計画的に進める能力を持っている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学研究科博士課程後期課程は、修了認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のよう内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

1. 教育内容

- (1) 法律学専攻では前期課程において修得した法律知識をより確実なものとし、博士論文の執筆を前提として、専門とする分野に関して指導教授から個人的な指導を受けることで学生自身の力で独創的な研究を行い、専門業務従事者となるための高度な専門知識を修得できるように、憲法、民法、刑法、商法などの基本的ないわゆる六法科目をはじめ、各専門領域の科目について、研究指導科目と講義科目をバランスよく配置している。他方、政治学専攻では国際機関・国と地域・自治体などの制度・政策・思想・文化の歴史と現状を理解し、かつ近代化や民主化の比較研究をより専門的かつ実践的に進められるように、「歴史」と「現代」、「思想」と「政策」、「地方」と「国際」などのように、複眼的視座に基づいて、日本政治史研究指導・西洋政治研究指導・国際政治学研究指導といった研究指導科目、国際関係・地域研究や現代政治特殊研究といった授業科目を配置している。

2. 教育方法

- (1) 博士論文の執筆を前提として、一次資料の収集とその分析（法律学専攻であれば判例の分析、その背後にある理論的な議論の整理、政治学専攻であれば外交文書の解説や思想家の著作のテキストクリティークなど）を徹底して行う。

- (2) 専門分野ごとに設けられている学(協)会の会員となり、研究発表なども積極的に行うことで学外の研究者とも積極的に交流して自己の研究ネットワークを構築することを推奨する。
- (3) 海外に出て留学やフィールド・ワークを行う機会を設けている。

3. 評価方法

- (1) 学位授与方針で掲げられた能力の評価として、法学研究科における単位取得状況、および3年間の総括的な学修成果として複数教員により論文の評価を行う。

入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）

法学研究科博士課程後期課程は、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、次のような要件を備えた受験生を各種選抜試験によって受け入れる。

- 1. 法律学または政治学を学ぶのに十分な基礎学力を有している。
- 2. 各専門分野における既存の研究水準を踏まえ、より明確な問題意識を持って研究に取り組む意欲がある。
- 3. 法律学専攻および政治学専攻が別個に定める受け入れ方針に従い、進学および入学を望んでいる。
- 4. 研究成果を博士論文という学術的な基準を満たす論文にまとめることを望んでいる。

